

【東京保険医協会 資料】

第1回 新型コロナウイルス感染症による医業経営への影響【緊急アンケート】

速報まとめ① 無床診療所（一般診療所）調査結果概要／東京保険医協会

30%超が外来患者5割以上減

●会員緊急アンケートを実施 90%超が外来患者・保険診療収入ともに減少

東京保険医協会は、4月14日に会員医療機関4,768件に「新型コロナウイルス感染症による医業経営への影響【緊急アンケート】」をFAXで送付し、4月17日までに都内1,221件の医療機関から回答を得ました（回収率25.6%）。4月23日に厚労省で記者会見を行い、緊急アンケートの結果を発表しました。

集計の結果、一般診療所の94.1%で外来患者が減少、93.2%で保険診療収入が減少していることが明らかになりました。また、30%超の医療機関で、外来患者と保険診療収入が5割以上減少していました（次ページ図1・2参照）※4月上旬の状況を前年同期と比較し回答

●マスク、消毒用エタノール製剤が「足りない」

マスクでは29.0%、消毒用エタノール製剤では39.8%、防護用品では84.5%の医療機関が「足りない」と回答しました。「在庫あり」との回答の中では、マスクで66.1%、消毒用エタノール製剤で72.5%の医療機関が「4週間以内に在庫がなくなる」と回答しています（次ページ図3・4・5参照）。

●電話再診は増加（次ページ図6参照）

電話再診は63.1%の医療機関が「増えた」と回答しました。

●医療崩壊を防ぐため緊急の対策を！

医療機関は、診療報酬制度という公定価格制度と国民皆保険制度によって、医療の公共性・公益性を担保し、国民のいのちと健康を守ってきました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染予防や院内感染のリスクを回避するために、国民の医療を受ける権利が侵害され、深刻な受診抑制が引き起こされています。

同時に、医療機関の経営基盤が大きく揺らぎ、閉院や休業、従業員の解雇を検討する医療機関が激増していることがアンケート結果から明らかになりました。この状況が続けば、多くの一般診療所が経営困難に陥り、閉院に追い込まれ、医療崩壊に至ることは必至です。医療提供体制を堅持し、地域医療を守るために、以下の緊急施策の実現を強く訴えます。

- 一、医療機関向けの持続化給付金制度を早急に創設し、公費を投入して地域医療を守ること
- 一、家賃（テナント賃料）補助制度を早急に創設すること
- 一、すべての医療機関に十分な量のマスク、消毒用エタノール製剤、防護用品を国の責任・費用で早急に供給すること

以上

アンケート結果グラフ

図1 外来患者数

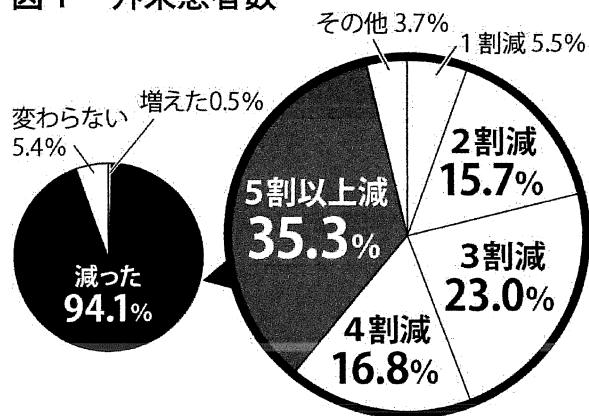


図2 保険診療収入

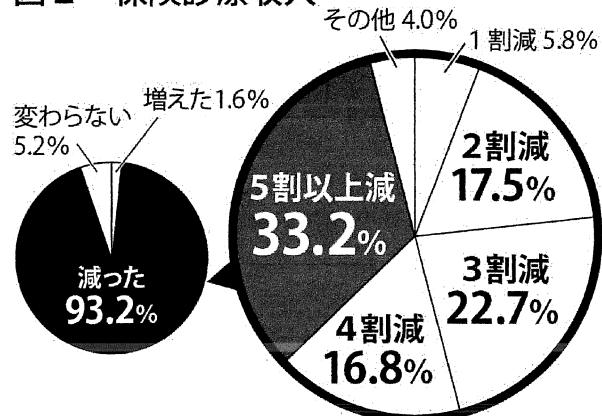


図3 マスクの在庫

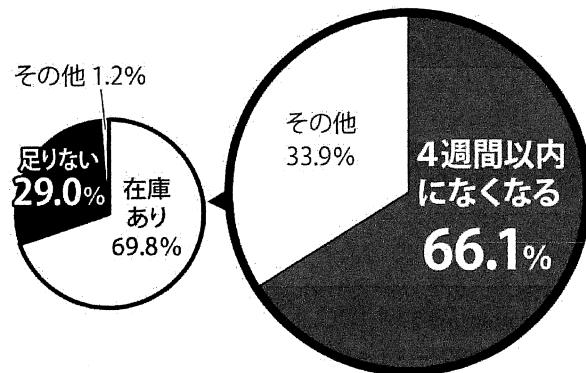


図4 消毒用エタノール製剤の在庫

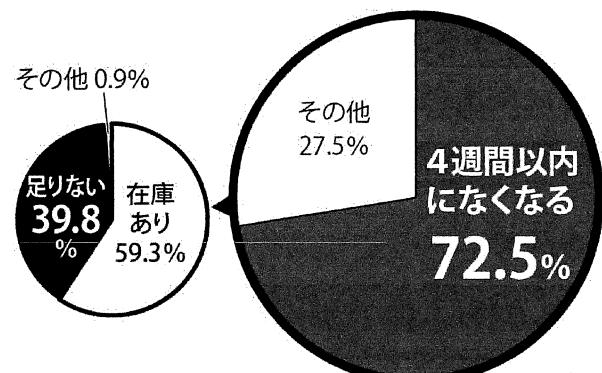


図5 防護用品の在庫

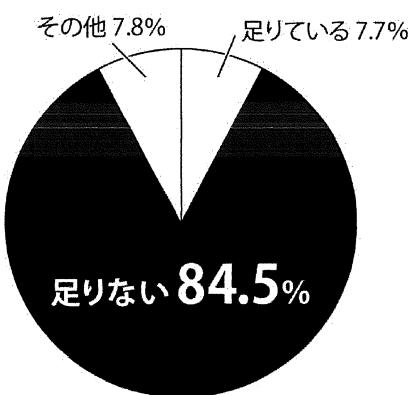
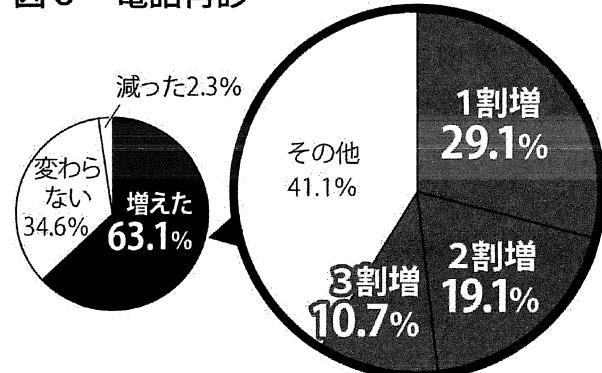


図6 電話再診



2020年4月23日

東京都知事 小池 百合子 殿

〒160-0023 新宿区西新宿3-2-7-4階

東京保険医協会

会長 須田 昭夫

政策調査部長 吉田 章

TEL03-5339-3601 FAX03-5339-3449

地域医療の崩壊を防ぐための緊急施策を求める要望書

貴職におかれましては、国民医療の確保のために尽力しておられることに敬意を表します。

東京保険医協会は、4月14日に会員医療機関4,768件に「新型コロナウイルス感染症による医業経営への影響【緊急アンケート】」をFAXで送付し、4月17日までに都内1,221件の医療機関から回答を得ました。(回収率25.6%)。

集計の結果、一般診療所の94.1%で外来患者が減少、93.2%で保険診療収入が減少していることが明らかになりました。また、30%超の医療機関で、外来患者と保険診療収入が5割以上減少していることが明らかになりました(4月上旬の状況を前年同期と比較し回答／別紙アンケートまとめ図1・2参照)。

マスク、消毒用エタノール製剤、防護用品の在庫状況は、マスクでは29.0%、消毒用エタノール製剤では39.8%、防護用品では84.5%の医療機関が「足りない」と回答しました。「在庫あり」との回答の中では、マスクで66.1%、消毒用エタノール製剤で72.5%の医療機関が「4週間以内に在庫がなくなる」と回答しています。(別紙アンケートまとめ図3・4・5参照)。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染予防や院内感染のリスクを回避するために、国民の医療を受ける権利が侵害され、深刻な受診抑制が引き起こされています。同時に、医療機関の経営基盤が大きく揺らぎ、閉院や休業、従業員の解雇を検討する医療機関が激増しています。この状況が続けば、多くの一般診療所が経営困難に陥り、閉院に追い込まれ、医療崩壊に至ることは必至です。

医療機関は、診療報酬制度という公定価格制度と国民皆保険制度によって、医療の公共性・公益性を担保し、国民のいのちと健康を守ってきました。医療提供体制を堅持し、地域医療を守るために、以下の緊急施策の実現を強く要望いたします。

記

〔要望項目〕

- 一、医療機関向けの持続化給付金制度を早急に創設し、公費を投入して地域医療を守ってください。
- 一、家賃（テナント賃料）補助制度を早急に創設してください。
- 一、すべての医療機関に十分な量のマスク、消毒用エタノール製剤、防護用品を早急に供給してください。

以上

2020年4月28日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

〒160-0023 新宿区西新宿3-2-7-4階

東京保険医協会
病院有床診部長 細田 悟
TEL03-5339-3601 FAX03-5339-3449

民間病院への緊急施策を求める要望書

貴職におかれましては、国民医療の確保のために尽力しておられることに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症拡大に際し、新型コロナウイルスに罹患した患者を受け入れている病院の職員は昼夜を問わず医療現場の最前線で治療に当たっています。しかしながら、院内感染のリスク、人員不足やN95マスクをはじめとする感染防護用品の不足など、新型コロナ感染症患者の治療継続が不可能となる深刻な事態が顕在化しています。

また、新型コロナ感染症患者を受け入れている病院では、病室や病棟も明確に分けなければならず、ベッドを満床で稼働させることができない上に、一般診療の縮小や手術の延期、患者の受診抑制により、大幅な減収で経営が立ち行かなくなっています。国が速やかに減収に対する公費補填を行わなければ、医療崩壊を防ぐことはできません。

厚労省補正予算案では、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」に6,695億円が計上されましたが、新型コロナ感染症患者の受け入れ病院への予算措置は、「包括支援交付金」の1,490億円しか盛り込まれておらず、十分な措置とは言えません。

つきましては、医療提供体制を堅持して地域医療を守るために、下記を緊急に要望します。

記

一、補正予算に盛り込まれている「包括支援交付金（1,490億円）」を大幅に引き上げること。

一、医療機関が必要とする十分な量のマスク、消毒液、感染防護用品を国の責任で供給すること。特に新型コロナ感染症患者を受け入れている民間病院には早急な対応すること。

以上

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

**国民の命と健康を守るため、
医科・歯科医療供給体制の継続的確保対策を求める緊急要請**

2020年5月1日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

新型コロナウイルス感染症対策に対するご尽力に敬意を表します。

しかし、新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を担う病院では、人的、物的、経済的に大きな負担を強いられ、「医療崩壊」の危機が差し迫っています。

また、一般病院や医科・歯科診療所においても、新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた対策の強化を行いながら、日常診療に取り組んでいますが、マスクや消毒液をはじめとした感染防御具・衛生材料等の不足で、対応は困難を極めています。

こうした状況に加えて、受診患者が大幅に減少するとともに健診などは中止せざるをえず、医業収入は大幅に減収となっており、医療機関の経営に重大で深刻な影響が出ています。このままでは廃業を余儀なくされる医科・歯科医療機関が出てきます。

医科・歯科医療機関は、国民の命と健康を守る重要な社会資源です。

直ちに下記事項の実現を図られるよう、強く要望いたします。

記

(医科・歯科医療機関の経営破綻阻止に向けた緊急対策)

- 一. 医科・歯科医療機関が経営破綻を起こさないよう、減収分を全額補填すること。希望する医療機関には、前年度の診療報酬支払額に基づく概算請求等を認めること。
- 一. 新規開設医療機関については、赤字分を補填する特例助成を行うこと。
- 一. 医療機関を受診した患者が、新型コロナウイルス感染者であることが判明し、診療を休止又は縮小せざるを得なくなった場合の損失を補填すること。
- 一. 従業員に支払った休業手当の助成率を、一律 10/10 とすること。
- 一. 福祉医療機構の医療貸付事業や日本政策金融公庫貸付などを拡充し、使途の制限を設けず、無利子かつ 10 年以上の返済猶予期間を設定した特例貸付を行うこと。手続きを迅速化すること。
- 一. 家賃について、日本政策金融公庫が家賃を肩代わりし、支払いを猶予すること。借入金の返済猶予措置をとること。

(一般診療継続のための緊急対策)

- 一. 公費負担により、医科・歯科医療機関のすべての職員について、新型コロナウイルス

検査を、定期的に実施できること。

- 一. 公費負担により、すべての入院患者について、P C R 検査の実施と検査結果が判明するまでの個室処遇が実施できること。
- 一. 新型コロナウイルス感染症拡大によって施設基準や研修要件が満たせない事態が発生していることから、すべての施設基準及び研修要件について、別に厚生労働大臣が定めるまでの間は、要件を満たしているものとして取り扱うこと。
- 一. 医療用マスク、消毒液、ディスポーザブルのガウン、ゴーグルやフェイスシールド、手袋などの確保を国・自治体として行うこと。

(患者の医療確保)

- 一. 低所得者及び収入が減少した世帯の医療保険の保険料・患者負担の徴収を直ちに猶予し、一定所得以下については免除すること。
- 一. 通常の国保証をすべての加入者に届け、国保資格証明書の交付を止めること。
- 一. 無保険者をなくすこと。当面無保険者であっても新型コロナウイルス検査や通常の医療が受けられるようにし、受療案内を徹底すること。

(新型コロナウイルス感染症患者対策)

- 一. 新型コロナウイルス検査の抜本的な改善を行うこと。
 - ① P C R 検査実施可能件数の抜本的な拡大を図るとともに、医師の判断のもと迅速に実施できること。
 - ② 発熱外来設置やP C R 検査センター運営費用の全額を国が負担すること。また検体採取に必要な感染防御具・衛生材料等の確保を国・自治体として行うこと。
 - ③ 新型コロナウイルス抗原検査・抗体検査についても早急に保険導入・公費負担対象とし、精度向上を図ること。
- 一. 新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を担う病院への十分な手当てを行うこと。
 - ① 人員配置及び設備配置に見合って、診療報酬の更なる引き上げを行うこと。
 - ② 新型コロナウイルス感染症患者の治療・看護に必要な感染防御具・衛生材料等の確保を国・自治体として行うこと。
 - ③ 空床確保に対する補填を行うこと。
- 一. 治療薬・ワクチン開発を国として責任をもってすすめること。

(感染症対策の抜本的強化)

- 一. 病院の再編・統合計画、地域医療構想に基づく急性期病床を中心とする病床削減は直ちに中止すること。地域医療構想を前提とした医師・看護師需給計画を抜本的に見直すこと。
- 一. 保健所数の拡大、機能の強化を行うこと。
- 一. 日本においてもC D Cを創設し、感染症に対応できる仕組みを構築すること。

以上